平成２３年（フ）第８１９号
横浜市旭区市沢町946番地29　市沢団地８棟841号
債務者　草間　弘子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５１号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目23番３―316号
債務者　西野　武弘
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２３号
川崎市幸区南幸町３丁目119番地
債務者　齋藤　勝子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３４号
横浜市鶴見区小野町33番地　株式会社友善電設寮
債務者　岩崎　次夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４４号
横浜市緑区中山町669番地11　ハイツ669―103
債務者　文野　裕子（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４６号
横浜市磯子区中原３丁目８番２号
債務者　吉岡　廣之
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７６号
神奈川県藤沢市西富467番地の９
債務者　浦島　　悟
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７７号
神奈川県大和市桜森３丁目８番10―506号
債務者　烏山　雅行
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９８号
神奈川県藤沢市大庭5319番地の38
債務者　加藤　雅則
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９９号
神奈川県藤沢市大庭5319番地の38
債務者　加藤　栄子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１０号
横浜市港北区日吉本町２丁目40番10号
債務者　池田　康隆
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５９号
横浜市港南区日限山１丁目39番23号
債務者　田中　宏嗣
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６３号
横浜市栄区柏陽８番10号　メロウライト202
債務者　小田村　正
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０８号
横浜市港北区大豆戸町925番地１　Ａ―401
債務者　柳　　陽平
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６０号
神奈川県大和市福田1688番地５　コーポ冨田101
債務者　仮屋　　功
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７９号
横浜市瀬谷区瀬谷２丁目17番地４　エステートピアM101
債務者　雨宮　克典
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２１号
岡山市北区西辛川963番地２
債務者　坂本　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部